

監視拡大

土地利用規制法180区域追加

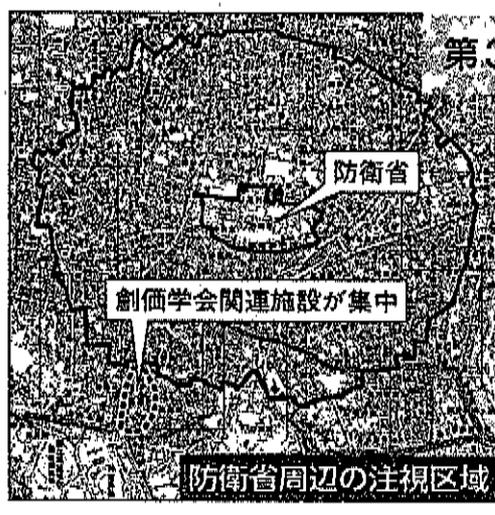
政府は11日、基地や原発など「機能阻害行為」が確認の周辺住民を監視する土地利用規制法に基づき区域指定の第3弾となる180カ所を告示しました。内閣府のホームページで詳細な区域図を公開。来年1月に施行します。既に219カ所が指定されており、今回の180カ所とあわせて合計約600カ所になる見通しです。

180カ所の内訳は「特別注視区域」46カ所、「注視区域」134カ所で、対象となる基地などの周囲概ね1キロが監視対象に

なり、「機能阻害行為」が確認されれば国が中止を勧告・命令。従わなければ刑事罰が科され、指揮中枢・司令部機能を有するなど、特に重要とされる「特別注視区域」では土地の売買で国への届け出が必要になるため、不動産売買への影響も懸念されています。

今回は、主要な自衛隊基地の大半を指定。東京の新宿、千代田、北、板橋、練馬各区や道府県庁所在地の札幌、仙台、前橋、千葉、新潟、金沢、名古屋、津、

第3弾告示



大津、大阪、神戸、広島、松江、徳島、松山、福岡、熊本各市政令指定都市の浜松、北九州両市など多くの人口密集地が区域に含まれ、監視対象となる住民の数が格段に増えています。

一方、文字通りの中枢・防衛省本省が置かれる市ヶ谷庁舎（東京都新宿区）などは「注視区域」に指定されています。「経済的社会的観点」から①区域の面積の大部分が人口集中地区②人口

影響大の「特別注視」に密集地 防衛省は緩め「注視」の不透明

20万人以上の市町村と同等以上の土地取引が行われている場合は「留意」するとの規定に基づき措置ですが、空自浜松基地（静岡県浜松市）、海自呉地方総監部（広島県呉市）、陸自健康駐屯地（熊本市）などは、人口20万人を超える都市に位置しながら、「特別注視区域」です。

こうした「二重基準」の背景として、与党・公明党の支持母体・創価学会への配慮が指摘されてきました。公開された区域図（図）を見ると、そうした疑念はぬぐえません。

来年には4回目の区域指定が行われ、在日米軍司令部が置かれる横田基地（東京都）など、人口密集地の米軍基地がいっせいに指定されると見られます。住民のプライバシーなど人権を踏みにじる土地利用規制法の廃止が求められます。